

川島町公式ホームページ広告掲載申込上の留意事項

1 掲載の基準

掲載することができる広告は、「川島町公式ホームページ」の公共性を損なうおそれのないものとし、次の各号のいずれかに該当する広告は掲載できません。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第7号及び第8号並びに同条第6項各号、同条第7項各号、同条第8項から同条第10項まで及び同条第11項第2号の規定に該当する営業に係るもの又はこれに類するもの
- (2) 政治活動、宗教的活動、意見広告に係るものと認められるもの
- (3) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- (4) その他不相当と町長が認めるもの

2 掲載の位置

広告の掲載位置は、ホームページ上のトップページ画面で町が指定した位置に掲載します。

3 広告の規格等

- (1) ホームページに掲載する広告は、バナー広告とし、その1枠の規格は、縦50ピクセル、横150ピクセル、4キロバイト以内、GIF形式（アニメーション不可）またはJPEG形式とします。
- (2) 広告のデザイン及び色彩等は、ホームページのイメージを損なうことのないようにしてください。

4 広告掲載料

広告掲載料の額は、1月につき1枠5,000円とします。広告掲載承諾書と請求書を送付します。川島町指定金融機関等から指定期日までに振り込んでください。

5 掲載の期間

- (1) 広告を掲載する期間は、1か月を単位とし、複数月にわたる掲載も可能とします。
- (2) 広告の掲載を開始する日は、月の第1日とし、終了する日は、月の最終日とします。ただし、掲載開始日及び掲載終了日が川島町の休日を定める条例に規定する休日に当たる場合は、別に定めます。
- (3) 掲載の始期は掲載開始日の午前から、終期は掲載終了日の午後までとします。

6 申込者の資格

申込者の資格は、国内に住所または事業所を有する者とします。

7 掲載の申込み

川島町公式ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）に広告の電子データを添えてホームページ掲載の1か月前までに提出してください。

8 掲載の方法等

広告掲載の順位は、受付順としますが、掲載回数や掲載月は申込者数などにより変更になる場合もあります。

提出先 政策推進課

問合せ 政策推進課秘書グループ 電話049-297-1811（内160）